

## 学校法人立正大学学園役員報酬等規程

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人立正大学学園（以下「学園」という。）の役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

**第2条** この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事・監事をいう。
- (2) 常勤の役員 役員のうち学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員 役員のうち常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等 報酬・特別手当・退任慰労金をいう。
- (5) 費用 役員としての職務執行に伴い生じる必要な費用をいう。

(報酬等の支給)

**第3条** 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬・特別手当・退任慰労金
  - (2) 非常勤の役員 報酬・退任慰労金
- 2 役員が、寄附行為第12条第1項第一号、第二号もしくは第四号または寄附行為第30条第1項第一号、第二号もしくは第四号により解任されたときは、理事会の承認を経て退任慰労金を減額するか、またはこれを支給しない場合がある。
- 3 役員が解任または退任後、その在任期間において寄附行為第12条第1項第一号、第二号もしくは第四号または寄附行為第30条第1項第一号、第二号もしくは第四号いずれかの事由に相当する事由が判明した場合、理事会の承認を経て、支給済みの退任慰労金の一部、または全部の返還を求めることがある。

(報酬等の算定方法)

**第4条** 常勤の役員報酬月額、別表1に定める額とする。

- 2 常勤の役員特別手当は、前項の報酬月額に、専任教職員の年間特別手当支給率を乗じて得た額とする。
- 3 非常勤の役員報酬は、別表2に定める額とする。
- 4 役員退任慰労金は、在任1年を基準とし、退任時の役員報酬年額に1.5/12を乗じた額とする。ただし、1年未満の在任期間については月割計算を行う。
- 5 月途中の就任の場合、当月は在任期間に含めず、退任・解任の場合は、在任期間に含める。

(報酬等の支給方法)

**第5条** 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は次のとおりとする。

- (1) 報酬 毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日または土曜日にあたる場合には、その前日に支給する。
- (2) 特別手当 学園専任教職員の特別手当支給日に支給する。
- (3) 退任慰労金 退任したとき、または解任された日から原則1月以内に支給する。ただし、死亡した場合で退任慰労金の支給を受けるべき者を確認することができない場合、またはその他特別の事情がある場合は、この限りではない。

2 非常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は次のとおりとする。

- (1) 報酬 毎月25日に、別表2の年額を12で除した額を支給する。ただし、支給日が休日または土曜日にあたる場合には、その前日に支給する。
- (2) 退任慰労金 退任したとき、または解任された日から原則1月以内に支給する。ただし、死亡した場合で退任慰労金の支給を受けるべき者を確認することができない場合、またはその他特別の事情がある場合は、この限りではない。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費・交通費)

**第6条** 常勤の役員のうち、専任教職員の身分を有しない役員については、立正大学学園通勤費補助支給細則を準用し、通勤費を支給する。

- 2 非常勤の役員については、理事会・評議員会等への出席に必要な交通費の実費を支給する。
- 3 前項の交通費の計算は、最も経済的な通常の経路によるものとする。
- 4 交通費は、理事会・評議員会等に出席した翌月に報酬とあわせて支給する。

(費用)

**第7条** 役員が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(就任または退任等における報酬等の取扱い)

**第8条** 役員が月の途中で就任した場合は、翌月より報酬を支給する。

- 2 役員が月の途中で退任、または解任された場合は、当月の報酬を全額支給する。

(端数の処理)

**第9条** この規程において算出した金額に、円未満の端数が生じた場合は、1円に切上げるものと

する。

(公表)

**第10条** 学園は、この規程をもって、私立学校法第137条第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

**第11条** この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

### 附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 経過措置 この規定は、前項の施行日以後開始する任期の役員の報酬等について適用し、同日より前に開始する任期の役員の当該任期中の報酬等については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日をもって、「立正大学学園役員報酬規程（昭和56年9月1日施行）」「立正大学学園役員報酬・手当諮問委員会規程（昭和57年6月23日施行）」「役員退任慰労金規程（昭和56年9月1日施行）」は廃止する。

令和5年12月25日改正、令和6年4月1日施行

令和7年2月26日改正、令和7年4月1日施行

令和7年12月24日改正、令和8年4月1日施行

(経過措置)

- 1 この規定は、監事については令和8年度定時評議員会終結後に開始する任期より、理事については令和9年度定時評議員会終結後に開始する任期より適用し、それ以前に開始した任期の役員については、なお従前の例による。
- 2 令和8年度定時評議員会終結前に開始した任期の監事の退任慰労金は令和8年度定時評議員会終結の時、令和9年度定時評議員会終結前に開始した任期の理事の退任慰労金は令和9年度定時評議員会終結の時に、従前の例により精算支給する。

**別表1** (常勤の役員の報酬)

専任教職員の身分を有しない役員		専任教職員の身分を有する役員	
役員名	報酬月額	役員名	報酬月額
理事長	950,000円	理事長	210,000円
常任理事	700,000円	業務執行理事	170,000円
理事(学長)	800,000円	理事	20,000円

理事（校長）	650,000円		
監事	600,000円		

※専任教職員の身分を有する役員が学園内の他の役職を兼務した場合は、高い方のみ支給する。

**別表 2**（非常勤の役員の報酬）

役員名	報酬年額
理事	240,000円
監事	480,000円